

青森県報

第四百十九号

令和四年
二月四日
(金曜日)

目次

訓 令

告 示

公 告

- 青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉 保 險 課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課) ……三
- 青森県災害対策本部の地方支部の廃止……………(防災危機 管 理 課) ……三
- 自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………(税 務 課) ……四
- 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………(同) ……五
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・ 安心推進課) ……七

訓 令

青森県訓令甲第一号

序 中 一 般
出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第一号中「で行政処分取消しに関するものうち、当該取消し」を「のうち、行政処分取消し」に改める。

第四十三条ただし書を次のように改める。

ただし、当該文書が第一号又は第二号に掲げる文書であるときは公印及び契印の押印を、第三号から第五号までに掲げる文書であるときは契印の押印を省略することができる。

一 軽易な一般文書

二 国又は他の地方公共団体に対して発する文書であつて、国又は当該他の地方公共団体が公印の押印を要しないと認めたもの

三 契約書、感謝状、書簡等の一般文書

四 電子計算組織の利用に係る文書

五 公印の印影刷込文書

第四十九条第一項第八号中「料金別納郵便発送簿(第十七号様式)」を「別納郵便物等差出票」に改め、同項第九号中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改める。

第六十五条第一項第二号中「料金別納郵便発送簿」を「別納郵便物等差出票」に改める。

第八十二条中「第十九号様式」を「第十八号様式」に改める。

第八十三条第一項及び第八十四条中「第二十号様式」を「第十九号様式」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「(課、所等の長)」を「(課、所等の長)」に改める。

第十七号様式を削る。

受 領 者

受 領 者

氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービ ス事業者	居宅サー ビスの種 類	居宅サービ ス事業を行 う事業所	住所 所在地	指 定 日
------------------------------	--------------------	-----------------	-------------------	------------------------	-----------	-------------

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次
 のとおり居宅サービ
ス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
 より公示する。

告 示

第十七号様式とする。
 第十九号様式を第十八号様式とし、第二十号様式を第十九号様式とする。
 附 則
 この訓令は、公表の日から施行する。

					宛名との関 係及び氏名
					印

を

					宛名との関 係	氏 名
--	--	--	--	--	------------	--------

に改め、同様式を第

株式会社共 仁会	弘前市大字船水 三丁目三の八	訪問介護	訪問介護事 業所 On e ラボ	弘前市大字和泉 二丁目一五の三	令和 四・二・一
-------------	-------------------	------	------------------------	--------------------	-------------

青森県告示第五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第
 百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービ
ス事業者から
 障害福祉サービ
ス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規
 定により公示する。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービ ス事業者	障害福祉 サービ スの種 類	障害福祉サービ ス事業を 行う事業所	廃 止 日
名 称	名 称	所 在 地	年 月 日
社会福祉法 人伸康会	短期入所 共同生活 援助	障がい者ケ アホームら ぼーる宮園	令和 四・三・三
弘前市大字独狐 一字石田一 二一の一	障がい者ケ アホームら ぼーる宮園	弘前市大字宮園 三丁目二の五 四	
社会福祉法 人伸康会	共同生活 援助	障がい者ケ アホームら ぼーる宮園	
弘前市大字独狐 一字石田一 二一の一	障がい者ケ アホームら ぼーる宮園	弘前市大字宮園 三丁目二の五 四	

青森県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から令和四年三月三日まで青森県県土整備部道路
 課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変 更 の 別		敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
1	国 道	二八〇号	青森市篠田三丁目三二一の八から 青森市沖館五丁目一の六まで		後	前	一五・八三メートルから 一七・四三メートルまで	五五・〇九メートル	
2	県 道	弘前柏線	弘前市大字中崎字野脇一八一の一から 弘前市大字大川字見乗二三の三まで		後	前	一〇・五〇メートルから 一〇・五〇メートルまで	一、三五一・七五メートル	
3	県 道	前坂藤崎線	弘前市大字三世寺字鳴瀬六二の二から 弘前市大字三世寺字鳴瀬五の一まで		後	前	一四・三一メートルから 一四・三三メートルまで	一、二七八・〇〇メートル	

青森県告示第五十三号

令和三年十二月二十二日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アセット不動産株式会社
- 二 代表者の氏名 石川 陽一
- 三 主たる事務所の所在地 青森市安方二丁目九の一〇一〇一〇一
- 四 免許証番号 青森県知事（二）第三三八〇号

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。

青森県告示第五十四号

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、処分の日から一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

次のとおり令和三年八月九日からの大雨に係る青森県災害対策本部の地方支部を廃止したので、青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）第九条第三項の規定により告示する。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	廃止年月日
下北地方支部	令和四年一月二十五日

公 告

自動車税（種別割）納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 自動車税（種別割）納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 4 作成予定数量

(一) 自動車税（種別割）納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四十万通

(二) 自動車税（種別割）納税通知書（データ印字のみ） 三万五千通

(三) 自動車税（種別割）納税通知書兼減免通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 二千通

(四) 自動車税（種別割）減額通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 八千通

(五) 自動車税（種別割）催告書（封筒作成、封入封かんあり） 二万千通

(六) 自動車税（種別割）徴収引受通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 一万三千通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相應の印刷設備を青森県内に有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS11128（旧UCC/EAN1128）バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることが出来る者であること。

三 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、自動車税（種別割）納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS11128（旧UCC/EAN1128）バーコード）を印字したものの 十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 令和四年三月二日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部税務課税務電算グループ
電話 〇一七―七三四―九〇六七

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県総務部税務課税務電算グループ
電話 〇一七―七三四―九〇六七

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階B会議室

2 日時 令和四年三月二十八日 午後一時三十分

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

令和四年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、それぞれ通知書等ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これから金額に通知書等ごとの作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

令和四年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

4 作成予定数量

(一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

六千通

(二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

五千通

(三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ）

一万七千六百通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS1128(旧UC C/EAN128)バーコード)及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。
三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS1128(旧UCC/EAN128)バーコード)を印字したもので、十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したもので、十種類

(三) 令和四年度自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札に係る自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者は、前記(一)及び(二)の提出を要しない。

3 提出部数 各二部

4 提出期限 令和四年三月二日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部税務課税務電算グループ
電話 〇一七―七三四―九〇六七

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ
電話 〇一七―七三四―九〇六七

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階B会議室

2 日時 令和四年三月二十八日 午後二時

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

令和四年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、それぞれ通知書等ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に通知書等ごとの作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の条件

令和四年度自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札の落札者は、入札に参加できない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の提出方法等

入札説明書による。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

6 入札手続の停止等

令和四年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年一月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三〇三号	副産石灰肥	五〇副産石 灰	アルカリ分 五〇・〇	公定規格 のとおり	キュービータ マゴ株式会社 東京都調布市 仙川町二丁目 五の七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円